

広島市立病院機構最低制限価格設定等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第13条に規定する最低制限価格を設けるときの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格を設けることができる契約は、次に掲げる委託業務の契約で競争入札に付するもの（以下「対象案件」という。）を対象とする。

- (1) 建物清掃業務
- (2) 警備業務
- (3) 設備等運転管理業務
- (4) 電話交換業務
- (5) 患者給食業務
- (6) 廃棄物等収集運搬処分業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、最低制限価格の設定が必要な業務

(最低制限価格の算定方法等)

第3条 対象案件の予定価格に3分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数（単位当たりの価格で予定価格を設定するときは、1銭未満の端数。以下同じ。）がある場合は、当該端数を切り上げた額）を最低制限価格とする。

2 前項の最低制限価格は、あらかじめ予定価格調書に記載するものとする。

(一般競争入札で公告する事項等)

第4条 対象案件を競争入札に付するときは、契約規程第4条第1項の規定により一般競争入札について公告する事項又は契約規程第17条第2項の規定により指名競争入札について通知する事項のほか、次に掲げる事項を公告又は通知するものとする。

- (1) 最低制限価格を設定している入札である旨
- (2) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、落札者とならない旨
- (3) 落札者の決定方法
- (4) 最低制限価格を下回る入札をした者は、その再度入札に参加できない旨
- (5) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合において落札者等を決定するためのくじ引きを行う旨

(6) その他最低制限価格を設けるときの取扱いに関し必要な事項

(開札、落札者の決定)

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、その入札者を落札者とししないものとする。

2 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者がある場合は、その者のうち最低の価格で入札したものを落札者とする。

3 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいない場合は、再度の入札（最低制限価格を事前公表する入札案件を除く。）をするものとする。この場合、最低制限価格を下回る入札をした者を再度の入札に参加させないものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めのない事項について必要がある場合は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。